

令和4年度教育委員会定例会会議録

【日時】 令和4年10月18日(火)
【開会】 14時00分
【閉会】 14時55分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 田中 雅文
委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
委員 野村 浩子	委員 芳川 玲子

【出席職員】

教育次長 池之上 健一
総務部長 柴山 巖
教育政策室長 田中 一平
教育環境整備推進室長 谷村 元
職員部長 小澤 毅夫
学校教育部長 大島 直樹
健康給食推進室長 日笠 健二
総合教育センター所長 鈴木 克彦
庶務課担当課長 喜多 智英
教育政策室担当課長 豎月 基

教職員人事課担当課長 西田 寛
教職員人事課担当係長 廣瀬 徳政
支援教育課長 末木 琢郎
支援教育課係長 高木 直子
指導課担当課長 五味 博
指導課指導主事 武田 弦
地域教育推進課長 二瓶 裕児

調査・委員会担当係長 葛山 久志
書記 長谷川 俊太

生涯学習推進課長 箱島 弘一
生涯学習推進課担当係長 関 裕史
生涯学習推進課職員 齋藤 遼平
青少年支援室担当課長 岡本 健二
青少年支援室担当係長 上原 有貴
庶務課課長補佐 伊藤 卓巳
庶務課職員 和地 祥太

【署名人】

委員 野村 浩子

委員 芳川 玲子

(1 4 時 0 0 分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会定例会を開会いたします。

9月に退任された前岡田委員に代わりまして、10月から、田中委員が新たに教育長職務代理者に、芳川委員が新たに教育委員になられておりますので、一言御挨拶いただければと思います。

まずは田中委員から、お願いします。

【田中委員】

田中でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

岡田先生の後を受けて、非常に大役で身が引き締まる思いでございますが、どうぞ微力ながら一生懸命やろうと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。続いて、芳川委員、お願いします。

【芳川委員】

芳川です。川崎市の教育とか、あるいはその他いろいろと今まで点として仕事はさせていただきまされたけれども、これから先、全てを見据えながら、川崎市民のため、そして川崎市の教育のために尽力したいと思います。まだまだ分からないことが多いですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、会議を進めます。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

8月の臨時会の会議録を、事前にお配りし、お目通しいただいていることと思ひますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴（傍聴者 0名）

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

野村委員と芳川委員にお願いいたします。

6 報告事項

報告事項No. 1 令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項に入ります。

「報告事項No. 1 令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【西田教職員人事課担当課長】

それでは、「令和4年度実施 川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」御報告させていただきます。

今年度の選考試験は、新型コロナウイルス感染症対策に留意し、3年ぶりに地方会場においても実施することができました。川崎会場と併せて4会場にて、第一次試験を7月10日（日）に実施いたしました。また、第二次試験の実技試験を8月9日（火）曜日、第二次試験の面接試験を8月16日（火）曜日から9月16日（金）曜日まで実施いたしました。

それでは、お手元の報告事項No. 1の資料を御覧ください。

1の合格者数については、小学校区分の合格者は285名、中学校/高等学校区分の合格者は1

09名、高等学校（工業）区分の合格者は2名、特別支援学校区分の合格者は28名、養護教諭区分の合格者は12名となり、合格者の合計は436名となりました。

2の実施状況については、小学校区分の倍率は、1.8倍、中学校/高等学校区分の倍率は3.8倍、特別支援学校区分の倍率は2.3倍、養護教諭区分の倍率は5.3倍となりました。総受験者数が1,054名でしたので、全体の倍率は2.4倍となりました。

合否の結果につきましては、10月14日金曜日に第二次試験の受験者全員に結果通知を発送し、併せて、合格者の受験番号を13時より市のホームページに掲載いたしました。2ページ目は、過去2年間の結果、そして3ページ目の資料は、今年度の結果の詳細でございます。

以上で、「令和4年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の結果について」の報告を、終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

石井委員、お願いします。

【石井委員】

御説明ありがとうございました。

今年も面接をさせていただきました。その中で感じたのですけれども、いわゆる大卒で新卒者と、それから経験者といいますが、例えば臨任であるとか、他の都市で先生の経験があるなど、そういう経験者と新卒者の割合というか、合格者に占める比率というのが分かれば。

それと、男女比も分かりますでしょうか。

さらに、30代、40代の方まで受験をされていましたが、最高齢というか、そういったところもし資料がありましたら、教えていただきたいと思います。

【小田嶋教育長】

いくつかの数字をお答えいただければと思います。

【西田教職員人事課担当課長】

まず新卒、大学4年生の割合と経験者、既卒の割合ということですが、おおよそ全体を通しますと、区分として55%程度が新卒という形になります。区分ごとに見ますと、小学校区分になりますと約6割が大学生、新卒の方で、中学校/高等学校区分等になりますと、逆に既卒者のほうが若干増えているという割合になっております。

それから、男女比は申し訳ないのですが、こちらでもまだ調べていないところがございます。

あと、年齢層なんですけど、やはり圧倒的の20代前半が6割から7割を占めている状態。それは、例年とほとんど変わらないような形でした。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。

田中委員。

【田中委員】

ありがとうございます。

私も面接をしていて、臨任ということだけではなくて、かなり社会人としての経験というか、企業からとか、割と上の年齢の方がおられましたけれども、これまでの御経験でそういう社会経験を経てこられた方が教師になったときに、どのような経歴をたどるといふか、どういう力を発揮されているかとか、その辺りを追いかけて調査したことはあるのでしょうか。

【西田教職員人事課担当課長】

合格の割合といふか、そういうデータは調べたことも過去にございますけれども、その学校の中に入ってどういった状況でお仕事をさせていただいているかというところまでは、私どもは採用担当ではなかなか追いつけないところがございます、特にキャリア形成というところでは、また今後の採用試験の説明等でお話ししていかなくてはいけないことにもなると思いますので、また今後調査していきたいということで、留めさせていただきます。

【小田嶋教育長】

今の質問で、受験者あるいは合格者に占める社会人枠からの割合といふのは、どれくらいになっているのでしょうか。

【西田教職員人事課担当課長】

報告資料の3ページ目を御覧ください。

こちらの合格者のほうを見ていただきまして、一番左側です。最終合格(B)のところですね、こちらに一般、それから一般推薦、特選1、2、3、4、5とありますが、特選3という欄が民間や他の自治体で教員経験をされている方の1年以上の経験があつて受験されているという区分になります。数字を見ていただいたとおり、あまり多くはないのが現状です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

芳川委員、どうぞ。

【芳川委員】

昨年度になると思うのですがけれども、合格された方で川崎を辞退された方は大体どれぐらいでしょうか。

【西田教職員人事課担当課長】

昨年度、名簿登載合格者が合計で325名です。そして、辞退者が総計で32名です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他はいかがでしょうか。

石井委員、どうぞ。

【石井委員】

すみません、1点追加で。

来春に人事配置されるときに、臨任であるとか、既に川崎市内で勤務の経験があるとか、引き続き勤務をしている方がいらっしゃると思いますけれども、人事配置する場合には、既に勤務されているということも考慮した上で人事配置をするのか、それとも一律新規採用ということで、そういったことなく人事配置をされるのか、もし分かれば。

【西田教職員人事課担当課長】

ケース・バイ・ケースでございます。

特に、臨時的任用教員で今お働きいただいている方の中には、産育休の代替でお勤めになっている方もいらっしゃいます。そういった方は本務者がいらっしゃいますので、その学校になかなか枠がないと、そのまま勤務できないというケースもございます。

逆に、そのまま枠ができて、その学校で引き続き勤務いただく方も中にはいらっしゃいます。

【石井委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

辞退者に関する質問ですけれども、もしこの中から辞退者が出た場合には、これを繰り上がりという形になるのかどうかということをお教えいただけますでしょうか。

【西田教職員人事課担当課長】

辞退者ですけれども、他の自治体を併願で受けているかどうかということは受験時にお伺いしております。万が一辞退されるかなという予測数も込みで、合格者数も振っております。

辞退が出た場合、なかなか人が足りなくなるということもございますが、昨年度より実は3年間の期限付正規職員である一般任期付教員という採用も行っております。今年度も12月にこちらの辞退数がどれぐらい出るかということで、何人ぐらい教員が足りないかということも踏まえた上で、11月頃募集をかけて12月に試験を行うという形を考えております。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

他にはよろしいでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御報告ありがとうございました。

反響はいろいろあるかと思うので、単純に数字だけというのもあれなんですけれども、小学校の先生の倍率が1.8というのは、正直ちょっと驚いているというか、どうなのかなというところがあって、どのように受け止めていらっしゃるのかということと、こうなってくると、保護者としては質の担保といったらちょっと失礼な言い方ですけど、そういった意味でも心配です。今後、分析ですとか対策というのはどんなふうに考えていらっしゃるでしょうか。

【小田嶋教育長】

お願いします。

【西田教職員人事課担当課長】

まず1.8倍という数字ですけれども、非常に危機感を私ども担当のほうでも思っております。実は応募者数、受験者数については実は小学校は昨年度より増えていることは前回で御報告させていただきましたが、さらに何とか川崎を受けていただく方をまず増やすことが第一かなと思っております。今後、大学を中心に、11月からまた来年度の採用試験に向けて、説明会を開く中で、川崎の教育のよさとかをアピールしていく中で、川崎で働いてみたいという方をまず増やすことが一つ大事かと思っております。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

【田中委員】

前回も申し上げたかもしれませんが、繰り返になってしまうかもしれませんが、私どもの大学で教員養成課程を持っていて、毎年40名とか50名ぐらいが小学校教師になりますけれども、学生の話を知っていると、「自分が教師になってから成長していけるという環境があるということ、学生によく分かる自治体は、学生が応募しやすい」という話は出ています。実は、「川崎はすごく研修が充実しているので、ぜひ川崎へ」という学生も何名かいます、ですからその辺りを、つまり川崎で成長しようということをアピールしていくことで、少しでも増やしていければいいなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

総合教育センター等でやる研修も本当に重要ですが、やはり現場で育っていくというのがすご

く大事で、今OJTの重要性というのがすごく言われていて、校長先生方も新人をしっかり戦力にしていきたいということは非常にあると思いますので、今の田中委員の御意見というのは、また現場にもしっかりと伝えながら充実させていきたいと思っております。

よろしいでしょうか、他には。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認といたします。

報告事項No. 2 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 請教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、支援教育課長、お願いいたします。

【末木支援教育課長】

それでは、報告事項No. 2「教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明を申し上げますので、「02-1_【報告事項No. 2】」のファイルをお開きいただきたいと思っております。

このたび、川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時代理させていただきました事項がございますので、同条第2項の規定に基づき、御報告をさせていただくものでございます。

初めに、項番1、臨時代理した事項でございますが、令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択に係る議案の訂正でございます。

内容でございますが、令和4年8月21日開催の川崎市教育委員会臨時会で採択された「議案第25号 令和5年度使用特別支援学校小中学部及び小中学校特別支援学級教科用図書の採択について（学校教育法附則第9条教科用図書）」のうち、資料に記載の図書の発行者名（コード）が誤っており、訂正させていただいたものでございます。訂正した議案書は、ファイル「02-2_【報告事項No. 2】資料」を御覧ください。該当箇所でございますが、No. 640は12ページ、No. 961は17ページでございます。

「02-1_【報告事項No. 2】」のファイルにお戻りをいただきたいと思っております。

次に、項番2、臨時代理を行った日でございますが、令和4年9月30日でございます。

次に、項番3、臨時代理を行った理由でございますが、当該議案は、令和5年度に使用する教科用図書の採択に係るものであり、教科用図書の給付事務を行うために、神奈川県教育委員会を通じて文部科学省に速やかに訂正の報告を行う必要があったため、でございます。

なお、当該訂正は、採択図書の変更をするものではございません。今後資料の作成に当たりましては、細心の注意を払ってまいります。この度は、誠に申し訳ございませんでした。報告は以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。
石井委員。

【石井委員】

2 ページに、教科用図書の給与事務を行うためになんですが、この給与事務というのは、今、給付事務と説明されたようですけれども、どういうことなんでしょうか。

【末木支援教育課長】

資料のとおりで、説明の仕方が誤ったのかもしれませんが、採択をいただいて、その後教科書を実際各学校に配付するに当たって、神奈川県が委託をしている販売会社等がございますけれども、そういう業者を通じてこういう本を注文しますというような事務を、今まさにやっている最中ですが、その中で、その会社のほうからこの図書については出版社がこれではなくて、資料のとおり高橋書店でございましてというような指摘がございまして、今回の誤りが分かったものでございます。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。
今、質問の趣旨が、給与と給付という言葉が混在していたということですが、給与が正しいんですよ。

【石井委員】

給与ですね。分かりました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。
岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。
この件に関しての何か再発防止策のようなものがあれば教えていただきたいと思います。

【末木支援教育課長】

今回、附則9条本に関しましては、これまで採択実績がある図書については、もう既にあるコードが振られていまして、そのコード等を入力することによって書面が出てくるということで、

このようなことは発生しないわけでございますけれども、今回は目録になかった図書でそれを手入力したものでございますので、我々事務担当者でダブルチェック等をする中で、きちんと確認をして今後御提示をさせていただきたいと思っております。

【岩切委員】

よろしく申し上げます。

【小田嶋教育長】

今の説明、図書コードのところ目録外と書いてあるところがそこに当たるところですね。ですので、丁寧に確認していかななくては行けない。学校でも確認が足りなかったり、あるいは出版社名自体が変わっていたりということもあったり、最新の情報で確認していかななくては行けないということで、再発防止に向けていきたいと思っております。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 2について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 2は承認といたします。

7 議事事項

議案第34号 令和5年度川崎市立高等学校入学定員について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項に入ります。

「議案第34号 令和5年度川崎市立高等学校入学定員について」の説明を指導課担当課長、お願いいたします。

【五味指導課担当課長】

それでは、議案第34号、令和5年度川崎市立高等学校入学定員について御説明いたします。

既に令和5年度の「川崎市立高等学校の入学者の募集及び選抜要綱」につきましては、4月の教育委員会臨時会におきまして議決いただいておりますので、本日は「川崎市立高等学校の令和5年度の入学定員」についてお諮りいたします。

議案の説明に入る前に、資料の説明をさせていただきます。

「03-2_【議案第34号】資料」のファイルを開き、1ページ目の「資料1」を御覧ください。

初めに、県内の公立中学校卒業予定者数についてでございますが、上の表の太枠の「令和5年

3月」の欄にあるとおり、神奈川県全体では、今年度の公立中学校の卒業生数を、前年度より870人増の6万7,994人と見込んでおります。川崎市内におきましても、前年度より302人増の1万212人と見込んでおります。

下の表を御覧ください。県内の公立中学校卒業生の進路状況別進学率についてでございますが、表の右側の太枠にありますように、令和4年3月卒業生につきましては、全日制への進学者は6万111人、進学率は89.6%でございました。

そのファイルの2ページ目、「資料2」を御覧ください。

神奈川県における公立高等学校の入学定員計画は、公立高等学校の設置者及び私立高等学校の代表者で構成される「神奈川県公立高等学校設置者会議」において、本年9月5日に策定されました。こちらの「資料2」は、同会議における資料を基に作成したものでございます。

(1)にございますとおり、「全日制進学率の向上を推進するため、公私おのおのが自らの責任として実現を目指す定員目標を明確にした上で、その実現に最大限の努力をする」という考えに基づくものでございます。

公立高等学校全日制的目標設定に当たりましては、(3)にございますとおり、「公立中学校卒業予定者の動向に対応できるよう定員枠を確保する」こととし、入学定員目標を4万750人程度としたところでございます。

これにより下の表の太枠にありますように、県内公立の進学率は、前年と比べ1%高い約60.0%が目標値となります。

それでは、令和5年度川崎市立高等学校入学定員につきまして提案させていただきますので、「03-1_【議案第34号】」のファイルを開き、議案書を御覧ください。

初めに、「1 全日制課程」の入学定員についてでございますが、県内の公立高等学校の目標値に合わせて、神奈川県、横浜市、横須賀市と協議・調整しながら設定をいたします。

令和5年度入学者選抜における定員につきましては、神奈川県全体の公立中学校卒業予定者数が増加することが見込まれますが、川崎市立高等学校におきましては、学校施設等の規模を考慮し、全日制全体における入学定員の合計を前年度同様の1,240人といたします。

なお、川崎高等学校普通科につきましては、併設の附属中学校からの入学者を入学定員に充てるため、入学者の募集は行いません。

次に、「2 定時制課程」の入学定員についてでございますが、先ほど御説明したとおり、「神奈川県公立高等学校設置者会議」において、「全日制進学率の向上を目指すこと」を目標としており、その結果として、定時制に欠員の生じる傾向がございます。

その一方で、定時制進学希望者へのニーズにもしっかりと対応していくことが求められております。

定時制への進学率は、予測が立ちにくい面もございますが、今回の入学定員につきましても、前年度同様の350人といたします。

なお、川崎高等学校普通科の夜間部につきましては、令和3年度より募集を停止しております。

また、4月の教育委員会臨時会におきまして議決いただきました、本年度から行います川崎高等学校定時制普通科昼間部において実施する在県外国人等特別募集でございますが、県内公立高等学校におきましては、1クラス2名程度を目安としておりますので、川崎高等学校におきましては、4クラス募集のため、募集定員は8人といたします。

今後、受検生である中学生に対しましては、神奈川県、横浜市、横須賀市において定めた定員も含めて、県内公立高等学校の定員として11月下旬以降、「志願のてびき」等を利用し、お知らせいたします。

最後に、「03-3_【議案第34号】参考資料」のファイルですが、こちらには参考資料1といたしまして「令和4年度川崎市立高等学校入学者選抜結果」、参考資料2といたしまして「令和5年度川崎市立高等学校における募集形態」を添付してございますので、御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますでしょうか。

野村委員。

【野村委員】

御説明ありがとうございました。

議案趣旨としては、入学定員ということがテーマなのでちょっと本筋と離れてしまうかもしれませんが、感じたことがありましたのでお話をさせていただきたいと思いました。

資料03-2の資料ですけれども、そのうちの2ページ目、神奈川県公立高等学校設置者会議での目標設定の考え方及び計画のところですが、1番に「全日制進学率の向上を推進するため」という文があって、個人的に引っかかった部分があります。通信制でも、すごくその子の個性を生かして、多様な将来を描いているお子さんもいらっしゃいます。もちろん定時制でも働きながらという方もいらっしゃいますし、全日制の進学率を向上するという目標をそもそも掲げた理由だけ参考にお伺いしたいのですが。

【小田嶋教育長】

よろしくお願いたします。

【五味指導課担当課長】

これは、川崎市の目標ということではなくて、神奈川県全体の公立高等学校設置者会議で決めた目標でございまして、様々なお子さんがいる中で全日制を希望するお子さんが一番多いということもあり、全日制の進学率の向上を希望しても入れないような状況にならないようにしていかなければいけないということを込めて、このような形にさせていただいています。

【小田嶋教育長】

よろしいですか、野村委員。

【野村委員】

はい、分かりました。

このような取り方をする場合の保護者もいるということを考慮いただいて、単純に向上を推進

というと、みんな入りなさいと言われていたような気持ちにもなりかねないなど、個人的には思いますので、少し表現の工夫があるといいなと思いますので、機会があれば意見を伝えていただければと思います。

【小田嶋教育長】

そうですね、本当に御指摘のとおりだと思いますけど、この前にもう少し本当は説明等がなければいけないと思うんですけど、この会議自体は公開されていない会議でしたか。

【五味指導課担当課長】

公開はされております。

【小田嶋教育長】

されているんですね。資料も、公開されている資料ですよ。

【五味指導課担当課長】

そうですね。

【小田嶋教育長】

その中では、私もあの会議、教育長の代理で出ていたことがありますけど、この辺のことは、今まで、今みたいな御意見とか感想みたいなものが話題になったことって、ありましたかね。

【大島学校教育部長】

よろしいでしょうか。

一昨年度と今年度は私が教育長の代理で参加させていただきましたが、特段、こういった部分の話題というのはなかったと記憶しております。

【小田嶋教育長】

分かりました。

その設置者会議のメンバーの中では、今説明があったようなことが当然の共通の認識ということではあると思うんですけど、ただやっぱり、視点として野村委員がおっしゃったようなことは本当に大事な視点かと思しますので、その点も十分踏まえていく必要があると思います。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

ありがとうございました。

資料03-1の先ほど説明がありましたけど、在県外国人等特別募集、これは県の指定で各クラス2名程度で来年度8名ということで記載されています。日本の高等学校の教育を受けたいと

いう外国人はたくさんおまして、そういう中で、今年が初めてなんでしょうけれども、今後、応募が増えてきた場合には、この割合は、増えてくる傾向にあるんでしょうか。見通し的には、どんな感じでしょうか。

【五味指導課担当課長】

今年度初めて行うので、まだ見通しは立っていません。川崎市ですと、県立高校でも2校ほどの募集を行っていますので、そちらとの兼ね合いを見て、今後は今年の募集を見て検討をしていく必要があると感じております。

【石井委員】

キャリア形成の中で、高校を卒業して、しっかりと仕事を持ち帰るといふ外国人もおりますので、そういう人のためにも今後広がってくる必要があるのかなとは思っています。

以上です。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

岩切委員。

【岩切委員】

今のところで一つ質問があります。

この一般募集の132名の中にも、外国人籍の方が入る可能性もあると理解してよろしいでしょうか。

【五味指導課担当課長】

そのとおりでございます。

募集の仕方が違うだけで、一般募集に外国人の方が入ることもございます。

【岩切委員】

あともう一点質問ですが、03-2の資料の下のところで、先ほど予定・目標値というところで、1%上げての60%ということ、進学率のところですね、説明いただいたのですが、このシミュレーションは多分昨年度もされたのだと思うのですが、当たる確率というとなかなか変なもので、どのくらいの確度で合っているというか、もし可能性であったらば参考のために教えていただきたいと思っております。

【五味指導課担当課長】

実は、昨年度も県内公立の目標値60%ぐらいでシミュレーションをしていたのですが、我々の想像以上に2次募集で欠員が出てしまって、59%になってしまったということで、大幅に外れていないのですが、1%程度誤差はございました。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

他にはよろしいですか。

田中委員。

【田中委員】

先ほどの野村委員の御質問と事務局の御回答を聞いていて気になったので、発言します。

全日制進学率の向上を推進するということだけだと、やはり野村委員が心配されたように、できるだけ定時制に行かないで、皆さん全日制に行きましょうというメッセージを出しているように見えてしまうんですね。ただ、事務局の御回答はそうではなくて、全日制に行きたい人ができるだけ行けるようにということですよね。ということは、現実には全日制に行きたくても倍率が1.0を超えているので、やむなく定時制になるお子さんとかがおられる、でもやはり全日制に行きたい場合にはできるだけ行けるようにということで、数字的には1.0にできるだけ近づけるということかと思います。

ですから、この表現を進学率向上ではなくて、全日制を志望する生徒ができるだけ希望を実現できるようにとか、少し表現を変えたほうがいいかなと思いました。

以上です。

【小田嶋教育長】

何かコメントはありますか、今の御指摘に。

【五味指導課担当課長】

川崎市だけで決めたことではないので、各自治体とも相談して考慮していきたいと考えております。

【小田嶋教育長】

よろしく申し上げます。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、議案第34号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第34号は原案のとおり可決いたします。

議案第 35 号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 36 号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 37 号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 38 号 川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第 39 号 川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第 35 号 川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第 36 号 川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第 37 号 川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則の制定について」、「議案第 38 号 川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」及び、「議案第 39 号 川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ですが、これらはいずれも、使用料・手数料の見直しに伴い、関係する規則の一部を改正する規則の制定に関する議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、一括して審議いたします。

議案第 35 号から議案第 39 号の議案 5 件の説明を、庶務課担当課長、地域教育推進課長、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案第 35 号から議案第 39 号までの規則の一部を改正する規則について御説明を申し上げます。

初めに、今回の規則改正の概要につきまして、地域教育推進課長、生涯学習推進課長から御説明申し上げます。

【二瓶地域教育推進課長】

地域教育推進課でございます。よろしくお願いたします。

それでは、特別開放施設使用料の見直しの概要につきまして、御説明いたします。

資料 04-2、議案第 35 号資料のファイルをお開きください。

初めに、「1 改正内容」でございますが、特別開放施設の使用料につきまして、令和元年 10 月の消費税率引上げ分の負担を利用者へ転嫁するため、「川崎市特別開放施設の使用に関する規則」の一部を改正するものでございます。

この度の一部改正につきましては、参考に記載のとおり、全庁的な使用料・手数料の見直しの流れの中で、令和元年 11 月の消費税引上げへの対応を踏まえ、令和 3 年 4 月の見直しを図るべ

きところ、新型コロナウイルス感染症に伴う社会経済状況の変化による市民生活への影響等を踏まえ、令和5年4月の見直しに延期となったものでございます。

次に、「2 対象施設」でございますが、資料に記載の4施設となっております。なお、特別開放施設とは、市民利用を前提に整備された学校施設のうち、社会教育施設と同程度の機能を有するなどの条件を満たす施設としてございます。

続きまして、2ページを御覧ください。「3 改定後の使用料の算出方法」でございますが、令和元年10月に引き上げられた消費税率2%分を転嫁するものでございます。3ページには、別表といたしまして、改定後の使用料をまとめておりますので、後ほど御参照ください。

次に、「4 今後の予定」でございますが、議決をいただきましたら、様々な媒体を活用しながら、利用団体をはじめ、市民の皆様に丁寧に周知をし、令和5年4月1日から、新たな使用料で運用を開始してまいります。

説明は以上でございます。

【箱島生涯学習推進課長】

続いて、生涯学習推進課でございます。

それでは、私からは案第36号から39号までの各施設の使用料等の見直しに伴う規則改正について、御説明を申し上げます。ファイルナンバー04-1、「議案第35～39号」をお開きください。

令和4年8月2日の教育委員会会議におきまして御審議いただきました、「川崎市市民館条例の一部を改正する条例の制定について」他四つの条例案が、先の令和4年第4回市議会定例会におきまして、可決・成立しましたことから、条例改正と同様の趣旨に基づき規則の改正をするものでございます。

初めに、議案第36号「川崎市市民館使用規則」及び議案第37号「川崎市教育文化会館使用規則」の改正に当たりまして、議案書の14ページを御覧いただき、新旧対照表にて御説明を申し上げます。主に条例改正の趣旨と同様に、施設の設備使用料等について、その本体価格に消費税率10%を乗じ、消費税の負担の転嫁を図るものでございます。

次に、議案第38号「川崎市青少年の家条例施行規則」及び議案第39号「川崎市少年自然の家条例施行規則」の改正に当たりまして、議案書の29ページを御覧いただき、新旧対照表にて御説明を申し上げます。こちらは、主に利用料金の減免規定及び利用料金の返還規定の適用後、10円未満の端数が生じ得ることから、端数処理の考え方を記載するものでございます。

今後の予定でございますが、議決をいただきましたら、様々な媒体を活用しながら、利用団体をはじめ、市民の皆様に丁寧に周知し、令和5年4月1日に新たな使用料で運用を開始してまいります。

説明は以上でございます。

【喜多庶務課担当課長】

それでは、議案の詳細について御説明いたします。

初めに、議案第35号、川崎市立学校特別開放施設の使用に関する規則の一部を改正する規則について御説明いたしますので、議案書04-1ファイルの議案書の4ページにお戻りください。

制定理由でございますが、「学校特別開放施設の使用料の額を改定するため、この規則を制定するもの」でございます。続いて、5ページを御覧ください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。内容は、第4条及び第7条使用料関係の別表について、各施設の使用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

続きまして、議案第36号、川崎市市民館使用規則の一部を改正する規則について御説明いたします。議案書の13ページを御覧ください。制定理由でございますが、「市民館の使用料の額を改定すること等のため、この規則を制定するもの」でございます。続いて、14ページの新旧対照表を御覧ください。第1条の改正でございますが、川崎市市民館条例の条文を引用する規定の整理を行うものでございます。次に、第8条設備の使用料関係の別表の改正でございますが、先ほどと同様に、各施設の使用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

続きまして、議案第37号、川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則について御説明いたします。議案書の23ページを御覧ください。制定理由でございますが、「教育文化会館の使用料の額を改定すること等のため、この規則を制定するもの」でございます。続いて、24ページの新旧対照表を御覧ください。第1条の改正でございますが、川崎市教育文化会館条例の条文を引用する規定の整理を行うものでございます。次に、第8条設備の使用料関係の別表の改正でございますが、こちらも先ほどと同様に、各施設の使用料を、現行価格に108分の110を乗じた金額に改めるものでございます。

続きまして、議案第38号、川崎市青少年の家条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。議案書の28ページを御覧ください。制定理由でございますが、「利用料金の減免及び返還を行う場合の端数処理方法を定めること等のため、この規則を制定するもの」でございます。続いて、29ページの新旧対照表を御覧ください。第1条の改正でございますが、川崎市青少年の家条例の条文を引用する規定の整理を行うものでございます。次に、第11条及び第12条の改正でございますが、利用料金の減免について規定している第11条の第1項第3号、及び利用料金の返還について規定している第12条の第2号「ア」に、それぞれ10円未満の端数を切り捨てる旨の規定を追加するものでございます。

最後に、議案第39号、川崎市少年自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について御説明いたします。議案書の33ページを御覧ください。制定理由でございますが、「利用料金の減免を行う場合の端数処理方法を定めること等のため、この規則を制定するもの」でございます。続いて、34ページの新旧対照表を御覧ください。第1条の改正でございますが、川崎市少年自然の家条例の条文を引用する規定の整理を行うものでございます。次に、第13条の改正でございますが、利用料金の減免について規定している第13条の第3号に、10円未満の端数を切り捨てる旨の規定を追加するものでございます。

続きまして、今、御説明いたしました五つの規則の附則について、一括して御説明させていただきます。恐れ入りますが、議案書の3ページにお戻りください。議案第35号で御説明いたします。附則でございますが、第1項は施行期日を令和5年4月1日とすること、第2項は経過措置として、令和5年4月1日の施行の際に使用許可を受けている者の使用料については、改正前の使用料を徴収することを定めているものでございます。なお、第2項の経過措置といたしまし

ては、議案第35～37号で定めるもののみで、第38号、39号につきましては、経過措置は定めず、施行期日のみを定めるものでございます。

議案第35～39号の説明につきましては、以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等はございますか。

芳川委員。

【芳川委員】

御説明ありがとうございます。

確認なんですけれども、これは実際に値上げするのは、令和5年の4月ということによろしいですか。

【喜多庶務課担当課長】

令和5年4月1日以降に申し込まれた方については、適用されます。

【芳川委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございました。

この中の、はるひ野黒川地域交流センターなのですが、教えていただきたいのですけれども、虹ヶ丘小学校に虹ヶ丘小学校コミュニティルームがありますよね。あれと類似した施設ということで、これが新設されたように記憶しています。当初、市民の方が運営されていたと思うんですが、今はそうではなくて行政のほうの直営になっているのだったでしょうか。

それから、虹ヶ丘小学校コミュニティルームについては、たしか使用料はなかったと思うのですけれども、今もそういう形で運営されていると理解していいでしょうか。

以上です。

【二瓶地域教育推進課長】

まず、前段のはるひ野黒川地域交流センターでございますが、その後、なかなか管理運営をする人材不足から、今、シルバー人材センターを通して管理を担っていただいております。

もう一つ、虹ヶ丘のコミュニティルームにつきましては、ここは無償で開放をさせていただ

ております。

【田中委員】

すみません、聞こえにくかった。何のほうで開放ですか。

【二瓶地域教育推進課長】

無償で開放しています。

【田中委員】

無償で。はい、分かりました。

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

石井委員、ございますか。

【石井委員】

実際に金額を払い込むのは、現金なのでしょうか。それとも、何か別の方法も適用されるのでしょうか。

【二瓶地域教育推進課長】

今、施設開放全体でいいますと、納付書払い、もしくは施設開放の種類によってはコンビニで利用券を買っていただいて、それで納めていただいているとそういった形になります。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

補足がありますか。

【箱島生涯学習推進課長】

今、私のほうは市民館と青少年教育施設、両方御説明をさせていただいたのですが、市民館のほうにつきましては、今直営ですので、ふれあいネットシステムを使うと、口座引き落としができる、そういうシステムを入れています。

青少年教育施設は、窓口で現金徴収をしている関係から、10円以下の端数が生じるような場合はなるべく避けてうまく利便性を取りたいということで、今回改正のお願いをしていくところでございます。

今、市の流れの中で、市民館も電子マネーとか、そういうものを使えるように進めてはいるのですが、やはり幾つか課題もございまして、我々も団体で利用する方が、団体利用が非常に市民館は多いですので、団体で個人マネーを使うニーズがどれくらいあるのかというのは、考えていかなければいけない。そういった課題はあります。ただ、そうした流れは進んでいるところでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

よろしいでしょうか。

それでは、採決に入りたいと思います。採決につきましては、1件ずつ行っていきます。まず、議案第35号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第35号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第36号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第36号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第37号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第37号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第38号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第38号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第39号について、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第39号は原案のとおり可決いたします。

8 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(14時55分 閉会)